2023年度の最低賃金決定額について

令和5年8月31日 厚生労働省

2023年度の最低賃金決定額について

- 中央最低賃金審議会の**目安 (全国加重平均)** は**1,002円、41円の引上げ**としてとりまとめられた。
- その後、地方最低賃金審議会で議論いただき、**24県で目安を上回る答申**が出された。
- この結果、最低賃金 (全国加重平均) の額は1,004円 (昨年度961円)、引上げ率は4.5%、引上げ額は43円で過去最高※。
- <mark>地域別の最高額 (1,113円) に対する最低額 (893円) **の比率は80.2%**で、この比率は9年連続で改善。</mark>
 - ⇒ 最高額:東京、最低額:岩手県

	2023年度	2022年度
引上げ後の最低賃金額 (全国加重平均)	1,004円	961円

43円 (4.5%) の引上げ

- 中央最低賃金審議会では41円(4.3%)を引上げの目安額として答申(7月28日)。
- ・ その後、8月18日までの地方最低賃金審議会での議論の結果、目安額から「2円増」の43円となった(4.5%)。
 - このうち1円増分は、24県で中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る引上げが行われたことによる。
 - もう1円増分は、5年に1度の国勢調査(経済センサス)の見直しにより、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の労働者の数に更新があったことによる。

地域別最低賃金(全国加重平均)の引上げ額・率の推移

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
最低賃金額 (円)	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961	1,004
対前年度 引上げ額(円)	15	16	18	25	25	26	27	1	28	31	<mark>43</mark>
対前年度 引上げ率(%)	2.0	2.1	2.3	3.1	3.0	3.1	3.1	0.1	3.1	3.3	<mark>4.5</mark>
最高額(円)	869	888	907	932	958	985	1,013	1,013	1,041	1,072	1,113
最低額(円)	664	677	693	714	737	761	790	792	820	853	893
最低額÷ 最高額(%)	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2	78.8	79.6	<mark>80.2</mark>

最低賃金の決定方法と2023年度の審議経過

○ 最低賃金は、最低賃金法に定める3要素を考慮し、公労使三者構成の最低賃金審議会において審議し、決定。

最低賃金の決定方法

- 最低賃金の決定については、ILO条約において、「使用者及び労働者」が同数で、かつ、平等の条件で参加しなければならないこととされている(ILO第26号条約第3条の2、ILO第131号条約第4条の3)。これに基づき、日本では、最低賃金法が定められており、公労使三者構成の最低賃金審議会において審議し、決定することとなっている。
- 決定の際の地域における①労働者の生計費、②賃金、③通常の事業の賃金支払能力の3点を考慮し、定めることと法律上規定されている(最低賃金法第9条)。

(参考) 最低賃金法

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あま ねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たつては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

審議経過(2023年度)

6月	30日(金)	中央最低賃金審議会(諮問)、 第1回目安に関する小委員会
7月	12日(水)	第2回目安に関する小委員会
	20日 (木)	第3回目安に関する小委員会
	26日 (水)	第4回目安に関する小委員会
	28日(金)	第5回目安に関する小委員会(目安の確定)、 中央最低賃金審議会(目安額を答申)
8月	~18日(金)	全ての都道府県の地方最低賃金審議会で改定額を答申(佐賀県が最後で18日) (最低賃金全国加重平均値が確定)
10月	上~中旬	2023年度地域別最低賃金額の発効

都道府県別の最低賃金

		_					
都道府県	県名 こ	/ 安	引上げ額 【円】		改定額 【円】		発効予定 年月日
佐	賀 C	39	47	900	(853)	+8	2023年 10月14日
島	根 B	3 40	47	904	(857)	+7	2023年 10月6日
山 3	形(39	46	900	(854)	+7	2023年 10月14日
鳥	取 C	39	46	900	(854)	+7	2023年 10月5日
青	森 C	39	45	898	(853)	+6	2023年 10月7日
長		39	45	898	(853)	+6	2023年 10月13日
熊	本 C	39	45	898	(853)	+6	2023年 10月8日
大 :	分 C	39	45	899	(854)	+6	2023年 10月6日
秋日	∄ 0	39	44	897	(853)	+5	2023年 10月1日
高	EO C	39	44	897	(853)	+5	2023年 10月8日
宮山	· 哈	39	44	897	(853)	+5	2023年 10月6日
鹿児!	島 C	39	44	897	(853)	+5	2023年 10月6日
愛り	缓 B	3 40	44	897	(853)	+4	2023年 10月6日
沖	縄 C	39	43	896	(853)	+4	2023年 10月8日
福	# B	3 40	43	931	(888)	+3	2023年 10月1日
福!	島田	3 40	42	900	(858)	+2	2023年 10月1日

都道府県名				引上げ額 【円】	改定額 【円】		目安 差額	発効予定 年月日
 茨	 城	D	40	42	953 (911)		+2	2023年
次	坝	D	40	42	953	(911)	+2	10月1日
石	Ш	R	40	42	933	(891)	+2	2023年
- н				72	300	(001)		10月8日
千	葉	A	41	42	1026	(984)	+1	2023年
				72	1020	(001)		10月1日
埼	玉	A	41	41	1028	(987)		2023年
								10月1日
東	京	Α	41	41	1113	(1072)		2023年
		ļ	<u></u>					10月1日
神系	川会	Α	41	41	1112	(1071)		2023年
								10月1日
愛	知	A	41	41	1027	(986)		2023年
		ļ	ļ					10月1日 2023年
大	阪	A	41	41	1064	(1023)		10月1日
								2023年
栃	木	В	40	41	954	(913)	+1	10月1日
						(000)		2023年
新	潟	В	40	41	931	(890)	+1	10月1日
			40	4-4	1001 (000)	. 4	2023年	
兵	庫	D	40	41	1001	(960)	+1	10月1日
徳	島	P	40	41	896	(855)	+1	2023年
1芯	与	D	40	41	890	(600)	+1	10月1日
福	畄	R	40	41	941	(900)	+1	2023年
1111	lml	٦	70	71	341	(300)	''	10月6日
 出版	声道	i i R	40	40	960	(920)		2023年
,	~ <u>~ </u>	ļ		10	300			10月1日
宮	城	В	40	40	923	(883)		2023年
		ļ						10月1日
群	馬	В	40	40	935	(895)		2023年
4T ///	,g	,,,, D	<u> </u>			,/		10月5日

都道府	守県名		目安額	引上げ額 【円】		改定額 【円】		発効予定 年月日	
富	山	В	40	40	948	(908)		2023年	
								10月1日	
山	梨	В	40	40	938	(898)		2023年 10月1日	
			 !					2023年	
長	野	В	40	40	948	(908)		10月1日	
			40	40		······································		2023年	
岐	阜	B	40	40	950	(910)		10月1日	
静	岡	D	40	40	984	(944)		2023年	
月丁	ш]	ט	40	40	904	(944)		10月1日	
Ξ	重	R	40	40	973	(933)		2023年	
<u></u>	_ 			- TO				10月1日	
滋	賀	В	40	40	967 (927)			2023年	
								10月1日	
京	都	В	40	40	1008	(968)		2023年 10月6日	
								2023年	
奈	良	В	40	40	936	(896)		10月1日	
4 = 5		ъ	40	40		······································		2023年	
和哥	χШ	В	40	40	929	(889)		10月1日	
岡	Ш	R	40	40	932	(892)		2023年	
іші	щ		40	40	902	(032)		10月1日	
広	島	В	40	40	970	(930)		2023年	
								10月1日	
山		В	40	40	928	928 (888)	928 (888)		2023年
		ļ			ļ			10月1日 2023年	
香	Ш	В	40	40	918	(878)		10月1日	
ш	_		00	00	200	(67.1)		2023年	
岩	手	С	39	39	893	(854)		10月4日	
全国加重平均 43 1004 (961)								_	

- (※1)中央最低賃金審議会は各都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて目安額を示しており、Aとは目安額が41円の6都府県、Bとは目安額が40円の28道府県、Cとは目安額が39円の13県。
- (※2)括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額
- (※3) 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有